

共生・公正・創造



# 東日本タイムズ号外

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HWU/>

ジェイアール東日本労働組合  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号  
TEL(NIT)03-3453-2107 (JR)057-2290  
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

## 【シリーズ10】

### J R 東日本革マル問題と浦和電車区「脱退・退職」強要事件の因果関係

旧動労の体質と行動様式を体験的に見聞、熟知している者としては、本部、地本を問わず、実質的に旧動労系役員による執行部支配が完成している J R 総連・東労組においては本事件は、同労組の日常的組合活動の当然の帰結として、「起こるべくして起こった」事件である。『続 もう一つの未完の「国鉄改革」』で詳述したところだが、実際、同種の事件は J R 東日本各地で、これまでも頻発していた。

従来から J R 総連・東労組の関連職場で多発していた同種事件に比べ、浦和電車区事件が異なる最大の特徴は、「被害者の告発があった」という一点に尽きる。

これまで珍しくもなかった諸事例では、被害者はすべて、耐え忍び、泣き寝入りするか、黙って組合を辞め、また退職したがために表に出なかったというに過ぎない。後述の平成 15 . 2 . 25 東京地裁「浦和電車区事件」第 1 回公判における検察側の冒頭陳述の参照。

浦和電車区事件は氷山の一角で、「三鷹電車区における事件」その他、場面的には浦和電車区事件よりも酷い内容の事例を幾つも呈示することは容易なことである。しかし、J R 東日本会社の基軸である「J R 総連・東労組偏重労政」下にあつては、現場当局は事件の発生を見て見ぬふりをしたり、組合問題不介入の姿勢をとるのが通例であつたと言って過言ではない。だから、安心して傍若無人に振る舞っていた東労組役員たちにとって、「被害者の告発」と「警察の強制捜査」は大誤算、文字通り“青天の霹靂”だったに違いない。

不思議というか当然というか、警視庁公安部の強制捜査があつた平成 14 年 11 月 1 日以降、それまで多発していた浦和電車区事件と同種の事例は一斉に姿を消してしまった。しかし、それが“形勢不利”と見ていわゆる「タコ壺」に入った J R 総連・東労組側の「自粛」であり、「自主規制」によるものであることはいうまでもない。

浦和電車区事件の重要なポイントは、事件の発生が、「旧動労型組織支配」＝「少数セクトによる多数者支配」＝「執行部独裁型組合支配」に起因する、という点にある。そしてこの旧動労型組織支配には「しばしば有形無形の“暴力”を伴う」という点も見落としてはならない点である。無形の暴力とはたとえば「自由な言論の封殺」である。

J R 総連・東労組の役員たちは、「強要に非ず」、「通常の組合活動の範囲内」、「単なる説得行為」などいろいろな言っているが、その詭弁性は、“逆のケースの場合”を考えてみればすぐ分かる。「J R 連合傘下の他組合」の者が J R 東労組へ移ったり、J R 東労組の組合員と交際したりする例は何層倍も多く発生しているが、これに伴って「J R 連合傘下の他組合」員に関して、「強要」やいわゆる「カゴメ、カゴメ」などがあつた例は絶無である。浦和電車区事件及び同種事例は、“J R 東労組員に限ってのみ”発生している。ということは、何を意味するのか？ それは、J R 東労組の組織運営が「少数者による多数者支配」であり、自由で民主的な組織運営によっては権力維持が難しいという中国、北朝鮮などの共産党独裁政権によく似た基本的性格があることを物語っている。つまり、大多数の一般・普通組合員への「見せしめ」に恫喝、脅迫、強要など、底に暴力性をも秘めた多彩な手段、方法を駆使して、組織の維持及び拡大を図っているわけである。

ここに浦和電車区事件の本質がある。

< J R 東日本労政『二十年目の検証』46ページから47ページより抜粋 >

# 民主化の声・声・声・・・

2005.10.13 その10

**風化させるな、東労組の強要事件！**

第1回公判 2003.2.25

## 冒頭陳述で、14件の犯行明らかに！

2003年2月25日、東京地裁において、「東労組役員らによる脱退・退職強要事件」に対する第1回公判が行われた。公判は、東労組の組織ぐるみの職場内イジメが、法廷の場で明らかにされるものとなった。最初に起訴状朗読と罪状認否（被告人、弁護人とも無罪を主張）があり、そのあと検察側による冒頭陳述があった。検察側は、冒頭陳述で強要にまつわる14件の犯行を明らかにした。

### 【検察による起訴状朗読及び冒頭陳述より要約】

容疑者らは、対立する他の組合員と行動を共にするなどした被害者である自分の組合員を、組織破壊者と位置づけ組合を脱退させ、かつ、JR東日本から退職させようと企て、2001年1月から6月頃までの間、勤務先である埼玉県さいたま市所在のJR東日本浦和電車区事務所等において、革マル派メンバーとみられる同労組大宮地本幹部ら数名が共謀し、団体の威力を示しながら脅迫するとともに、JR東労組からの脱退及びJR東日本からの退職を要求し、同人から、同年2月28日に同組合からの脱退届を作成提出させるとともに、同年7月31日付でJR東日本を退職させるなどの強要をおこなった。

その手口は、再三にわたり彼らの集会に被害者を呼び出し何時間もつるしあげたり、勤務中の被害者に事務室、ロッカー室、トイレ、乗務員待機所等ところ構わず取り囲むなど、悪質きわまりない。

また、被告人が発した言葉においても、「おまえ組合辞めろ、会社も辞めろ、この会社にいる必要ない、おまえがいると目障りなんだよ、おれは革マルだ、東労組には言葉の暴力というものがある、これからもしつこくつきまとうからな、脱退したからといってこれで終わってねえ」など、脅迫、強要の事実は明らかである。

**退職まで追い込む東労組は、まさに人権侵害だ！**

民主化の声・声・声・・・（続く）